

令和3年12月第145回定例農業委員会総会議事録

令和3年12月10日(金)
JAグリーン近江八幡西支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第565号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題566号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第567号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第568号 農用地利用集積計画について

報告第351号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第352号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年12月第145回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長
よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

12月に入りまして、師走、残り20日ほどになりましたが、この一年間、委員の皆様にはいろいろと農業委員会業務にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。この一年を振り返りますと、やはりコロナで始まりコロナで終わるのかなと思います。1月に首都圏を中心として緊急事態宣言が発令されまして、その中で一年間コロナと付き合いをしてきましたが、ようやく感染者数も減って参りまして、滋賀県でも10日以上新規感染者が0人と続いており、やれやれといったところに新しい変異株のオミクロン株が発見され、感染力が強いということで心配されるところでございます。農業の面においても、米価の非常に大きな下落がありまして、一つは食生活の変化に伴うものもありますし、また高齢化や人口減少、そこに輪をかけてのコロナ禍の影響を受けて大きく下落しました。コロナの場合はこのつげが返ってくるという希望がありますが、食生活の変化や人口減少はこれからもずっと進んでいく中で、水田農業、特に水稻の作付け、経営は非常に厳しいのかなと思います。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思致します。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出1名（17番●●●●委員）のとおり会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、12月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年12月第145回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

5番●●●●委員

6番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。
議第 565 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第565号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、竹町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,591㎡、東横関町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,962㎡、2筆合わせて3,553㎡でございます。世帯の経営面積、渡人35.5アール、受人57.9アールで、今回の申請を合わせますと93.4アールとなります。渡人につきましては、東近江市佐野町●●番地●、●●●●、受人につきましては、大阪府高槻市南平台●丁目●●番●号、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。受人は大阪の住所ではございますが、お手元の地図の3-1のところにおとありますが、ここに●●さんがお住みになられて耕作をされます。それと現在、杉森町でも田を経営されております。

番号2、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,362㎡、世帯の経営面積、渡人14.7アール、受人106.6アールで、今回の申請面積を合わせますと120.2アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市日吉野町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市中小森町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、耕作便利で申請地の隣を耕作されています。

番号3、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積23㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積993㎡、2筆合わせて1,016㎡でございます。世帯の経営面積、渡人1.3アール、受人315.8アールで、今回の申請面積を合わせますと325.9アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市浅小井町●●番地●、●●●●、受人につきましては、近江八幡市浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由は離農のため、譲受理由につきましては、

相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、多賀町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,117㎡、円山町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,803㎡、船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積98㎡、同じく船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積501㎡、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,775㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積971㎡、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,439㎡、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,606㎡、同じく浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積3,648㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積2,877㎡、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,150㎡、以上11筆合わせて18,985㎡でございます。世帯の経営面積、渡人243.8アール、受人0アールで、今回の申請面積189.8アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市西庄町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、近江八幡市堀上町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、農地所有適格法人の要件を満たさなくなったため、譲受理由につきましては、法人から個人で経営するためでございます。こちらにつきましては、令和3年3月の定例総会で●●●●から●●●●に売買で所有権移転の3条申請がございまして、承認をいただいたところでございます。その後所有権移転登記がなされず今日までに至りまして、構成員であり、息子さんである●●●●さん個人に移したいということで、いわゆる許可の空振りということで、今回新たに申請を頂いたものでございます。

番号5、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積125㎡、世帯の経営面積、渡人8.4アール、受人69.7アールで、今回の申請面積を合わせますと70.9アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地●、●●●●、受人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号6、土地の所在地、池田本町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,061㎡、同じく池田本町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積825㎡、同じく池田本町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積411㎡、同じく池田本町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積202㎡、4筆合わせて4,499㎡でございます。世帯の経営面積、渡人46.8アール、受人、市内では0アールですが、野洲市、甲賀市で76.6ア

ール経営されています、今回の申請で市内では44.9アールとなります。渡人につきましては、蒲生郡竜王町大字山面●●番地●●、●●●●、受人につきましては、野洲市小篠原●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号7、土地の所在地、小船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,636㎡、小船木町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積4,871㎡、2筆合わせて7,507㎡でございます。世帯の経営面積、渡人91.5アール、受人44.8アールで、今回の申請面積を合わせますと119.8アールとなります。渡人につきましては、近江八幡市加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市小船木町●●番地、●●●●、契約内容は姪、叔母間での贈与、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 565 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議第 565 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>それでは次に、議第 566 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 567 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議題566号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。</p> <p>番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積142㎡、申請人につきましては、近江八幡市浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「近江兄弟社小学校」・「金田東保育園分園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅です。現地は、昭和61年頃に農家住宅を建築する際に造成され、既に家屋が建っている状況です。今回農地法第3条申請をする際に判明したものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p> <p>番号2、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積175㎡、申請人につきましては、近江八幡市浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「近江兄弟社小学校」・「金田東保育園分園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天農業用機械置場です。こちらも今回農地法第3条申請をする際に判明したものです。現地は、平成31年頃に農機具置場として造成され、使用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。</p>

番号3、土地の所在地、長田町●●番の一部、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積1,107㎡の内937㎡、申請人につきましては、近江八幡市長田町●●番地、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場で、現地は平成16年頃に資材置場として既に造成されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積313㎡、申請人につきましては、近江八幡市安土町大●●番地、●●●●、申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、隣接する宅地と一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、千僧供町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積75㎡、申請人につきましては、近江八幡市千僧供町●●番地、●●●●、申請地は、千僧供町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び露天駐車場で、昭和55年頃に農業用倉庫を建築する際に造成され、倉庫の隣も駐車場として利用されております。今回、土地の整理をした際に農地転用が出来ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第567号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積168㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積36㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積36㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積33㎡、以上の渡人につきましては、湖南市サイドタウン●丁目●●番地●●、●●●●、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積42㎡、渡人につきましては、近江八幡市馬淵町●●番地、●●●●、以上5筆合わせて315㎡の受人につきましては、近江八幡市東川町●●番地、●●●●、申請地は、馬淵町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域

にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、進入路及び露天駐車場で、申請地北側の●と記載された宅地も購入し、申請地と併せて一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積694㎡、渡人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地●、●●●●、受人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の農地が10ha未満で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接している生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請者は、既に近隣農地を資材置場として転用しており、今後も話・相続がまとまったところから転用申請をされ、資材置場として一体利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積710㎡、渡人につきましては、近江八幡市中小森町●●番●、●●●●、受人につきましては、近江八幡市若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町地先の農地で、一団の農地が10ha未満で、住宅公共施設等が連たんした区域に近接している生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、番号2と同様です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、申請面積560㎡、渡人につきましては、近江八幡市北元町●●番地、●●●●、近江八幡市北元町●●番地、●●●●、受人につきましては、近江八幡市土田町●●番地●、●●●●、申請地は、土田町地先の農地で、市役所から約1km以内に所在し、市役所を中心とした円内の宅地率が40%を超えますことから、第2種農地と判断いたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、譲渡人が平成15年頃に駐車場にするために造成し、譲受人に貸しておられました。今回、土地を売買するにあたり調べたところ、農地と判明したため申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積95㎡、渡人につきましては、近江八幡市浅小井町●●番

地●、●●●●、受人につきましては、近江八幡市北之庄町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「近江兄弟社小学校」・「金田東保育園分園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、平成4年に申請地南側を露天資材置場として転用した際に申請地も併せて造成されました。今回、南側雑種地と併せて露天資材置場として一体利用するにあたり、土地を調べたところ、当該地の転用手続きが出来ていないことが判明したため、申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議第 566 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 567 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、4番、●●●●委員、よろしく申し上げます。

委員

去る、11月30日に、議第 566 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 567 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて5番、●●●●委員と、18番、●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第566号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1～3及び5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、安土町下豊浦の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接に農地が無いことから、問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第567号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告

させていただきます。

番号1の案件です。

一部てん末案件であり、隣接する農地が無いことから問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2・3の案件です。

申請地は、若宮町地先の農地です。隣接農地から約2mの間隔を空け盛土をされます。雨水については、素掘り水路により、流失を防ぐ計画であり、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4・5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請5件、第5条許可申請5件、計10件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第566号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第567号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 議第566号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第567号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に、議第568号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

議第568号、農用地利用集積計画について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求めらる。

上記の議案を提出する。令和3年12月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4縦置きの文書（令和3年度農用地利用集積計画について）1枚とA4横置き資料をホチキス止めした資料2種類でございます。

「所有権移転」は、15件、38筆、93,752㎡。「利用権設定」は、171件、375筆、877,318.23㎡。となっております。

「利用権設定」の内、新規が52件、108筆、276,027.23㎡。更新が、119件、267筆、601,291㎡でございます。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させていただきますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。令和3年度第7号と書かれた資料です。

番号1、所有権の移転を受ける者、野村町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、所有権を移転する者、野村町●●番地●●、●●●●、土地の所在、牧町●●番、田、1,820㎡、野村町●●番、田、3,030㎡、同じく野村町●●番、田、1,515㎡、同じく野村町●●番、田、2,301㎡、同じく野村町●●番、田、2,009㎡、水荃町●●番●、田、876㎡、6筆合わせて11,551㎡、移転年月日、令和3年12月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積910,659.69㎡、対価につきましては、10アールあたり200,000円でございます。

次に利用権設定の部です。令和3年度第8号と書かれた資料です。

番号1 利用権の設定を受ける者、鉄砲町●●番地、●●●●、利用権を設定する者、薬師町●●番地、●●●●、土地の所在地、多賀町●●番●、田、1,469㎡、同じく多賀町●●番、田、5,139㎡、同じく多賀町●●番、田、3,309㎡、3筆合わせて9,917㎡でございます。新規更新の別、更新、契約期間は5年1カ月、令和3年12月15日から令和8年12月31日、賃借料は10アールあたり8,000円、内容は水稲、利用権の設定を受ける者の経営面積は28,550㎡でございます。

以上でございます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 15ページの番号71の案件ですが、利用権を設定される方が亡くなっておられるかと思いますが、その場合、この方で決定して自動的に後継者の方が引き継がれるということで解釈していいのですか。

事務局 10月中に申請を受け付けております、最近亡くなられた分については反映されていませんが、今後相続をされるにあたって相続人がそのまま継承されるということになります。タイムラグがありましたのでこのような状態になっています。本来ですと所有者の方が亡くなっておられる場合は相続関係図を付けていただいております。

議 長 他に質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第568号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第568号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは、次に
報告第351号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第352号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第351号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。
農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。
番号1、土地の表示、安土町西老蘇●●、畑、176㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年11月4日、515番、譲渡人につきましては、安土

町西老蘇●●、●●●●、譲受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、住宅敷地、区分は売買でございます。

番号2、土地の表示、西庄町●●、田、1,239㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年11月11日、516番、譲渡人につきましては、西庄町●●、●●●●、譲受人につきましては、西本郷町西●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分は売買でございます。

番号3、土地の表示、小船木町●●一●、田、3,532㎡、同じく小船木町●●一●、田、45㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年12月2日、517号、譲渡人につきましては、東近江市八日市上之町●一●、●●●●●破産管財人、弁護士、●●●●、譲受人につきましては、出町●●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分は売買です。

続きまして、報告第352号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が18件ございました。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、11月審査会、29日審査、こちらについては、新規が1件、更新7件、合計8件ございました。以上報告とさせていただきます。

議 長 ただ今の、報告第351号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第352号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。

これもちまして第 145 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時15分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員